

序章

都市計画マスタープラン
について

(1) 都市計画マスタープラン策定の目的

全国的な人口減少、少子高齢化の進展に伴い、本市の都市政策においても人口構造の変化に即した対応が求められています。

併せて、令和2年（2020年）初頭から世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症は、人々の行動様式に変化を起し、都市に対するニーズが変化・多様化しました。新しい生活様式への対応や感染症を含めた複合型災害への備え等が求められています。

また、都市づくりの新たな視点として、情報通信技術（ICT）が社会に浸透し、IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）等、新たな技術開発が進展しているとともに、シェアリングエコノミー（共有経済）等の新しい経済の動きが普及拡大しています。先端技術の進展や経済の動きを見据えたスマートシティ等の新しい社会「Society5.0」に対応したまちづくりによる様々な都市課題の克服が期待されます。

さらに、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガスの排出抑制等、地球規模の環境問題に配慮した持続可能な地域社会の形成が求められているとともに、地球温暖化・気候変動により頻発化・激甚化している豪雨災害や南海トラフ地震の懸念等、防災まちづくりへの関心が高まっています。ハード面の取組に加え、自助・共助の取組を重視する国土強靱化に向けた取組が必要となっています。

一方、市民の価値観の多様化や地域社会への参加意識が高まる中で、市民、市民団体、事業者等の多様なまちづくりの担い手が、行政とともにまちづくりに責任を持って参画していく時代を迎えています。

ダイバーシティや地域共生社会の推進等、国籍、性別、年齢に固執することなく多様な人材資源を生かし、社会的弱者も積極的な参加・貢献ができる全員参加型社会への対応が求められています。

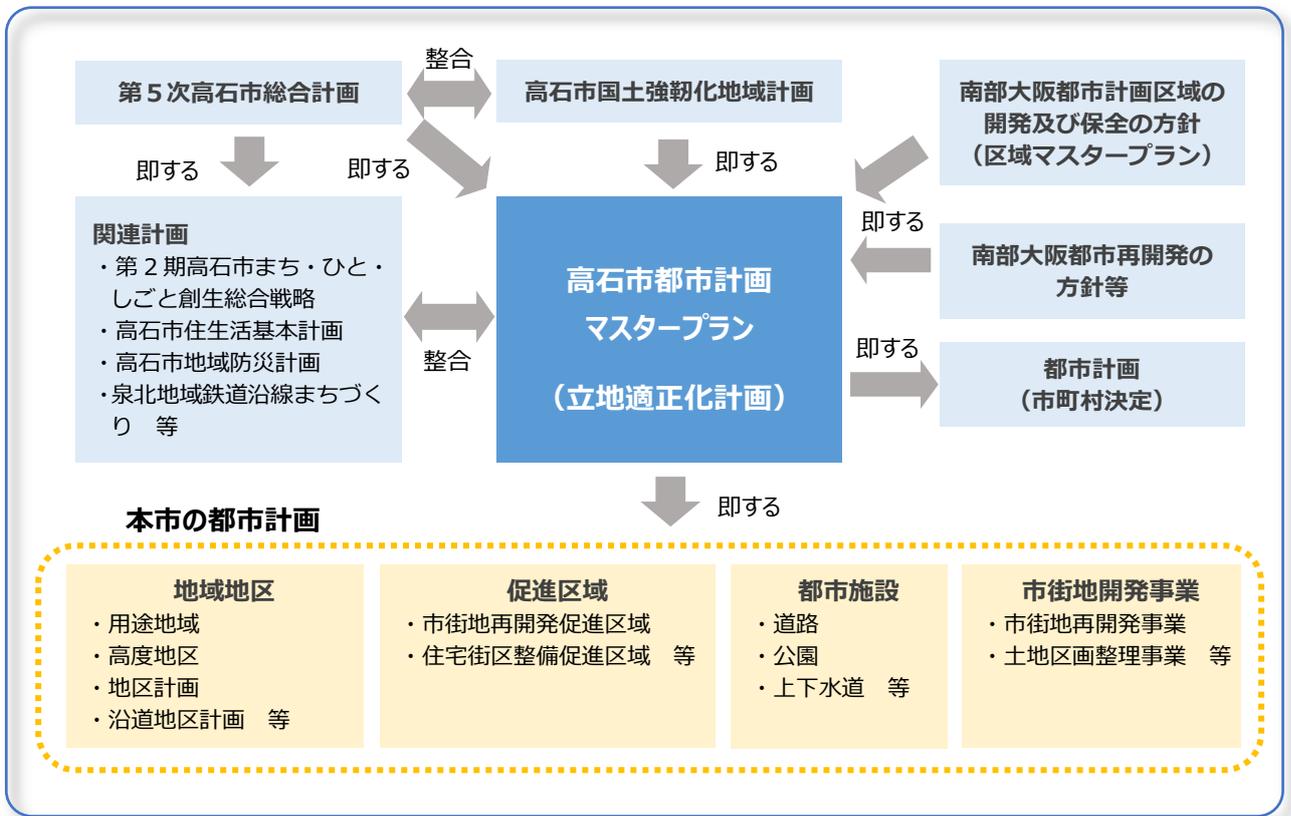
都市計画マスタープランは、本市における将来のまちのあるべき姿を示すとともに、総合的なまちづくりのうちの都市計画を具体化するための方針となるものであり、まちづくりの課題が複雑化・高度化していくなかで、多様化する市民のまちづくりへのニーズを踏まえながら、産官学民が協働してまちづくりを進めていくために、新たな時代のマスタープランとして、令和4年（2022年）に改定を行うものです。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、本市における将来のまちのあるべき姿を目指し、上位計画や関連計画で示されたまちづくりの目標に即した都市空間を具体化するため、建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に則して都市計画の基本的な方針を定めるものです。

都市計画マスタープランの高度化版でありコンパクト・プラス・ネットワークや防災都市づくりを推進する立地適正化計画と連携し、本市の将来像に向けた都市計画の方針を定めます。

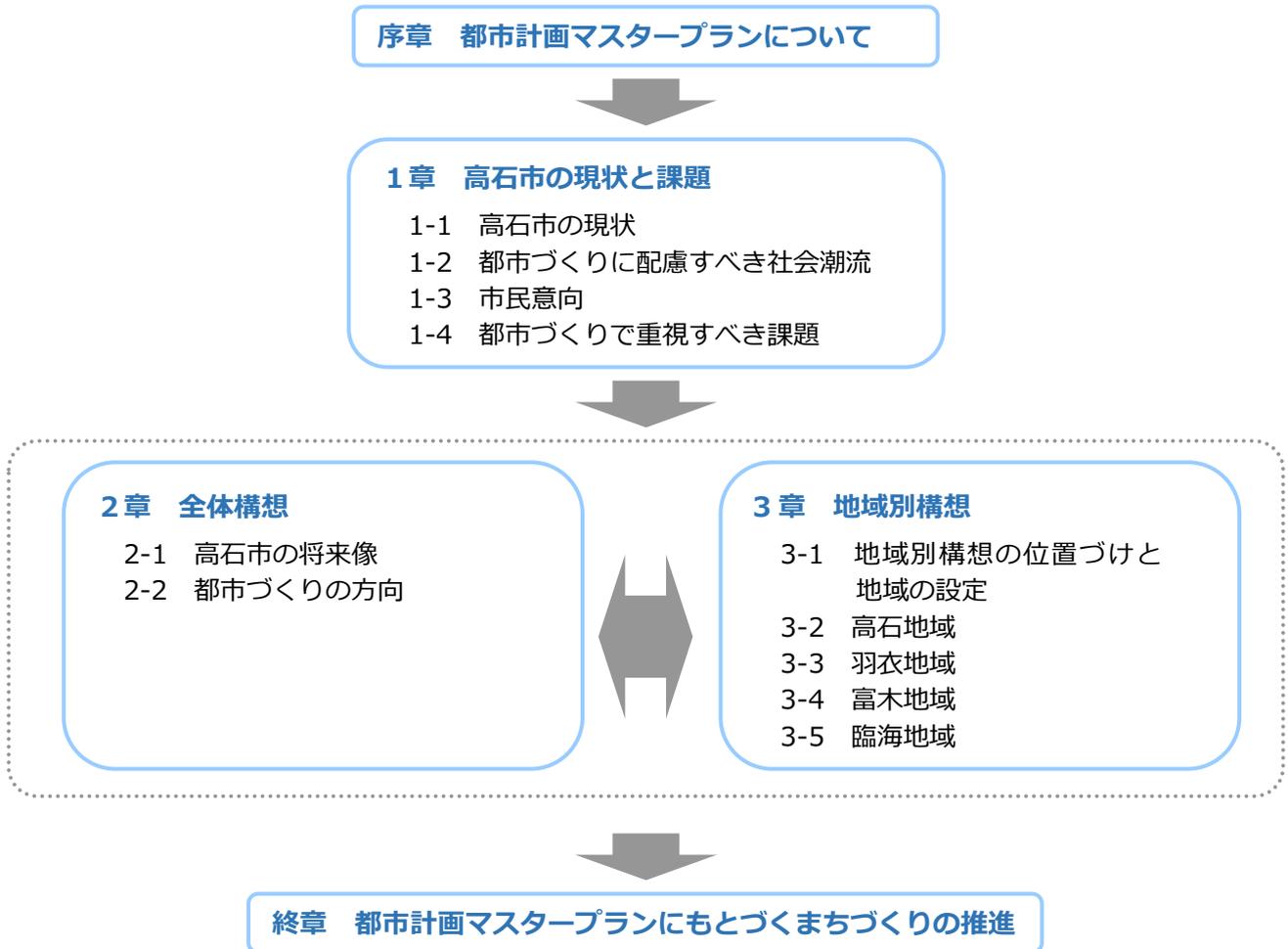
■ 高石市都市計画マスタープランの位置づけ



(3) 都市計画マスタープランの構成

高石市都市計画マスタープランは、高石における市域全体の都市づくりの方向性を示す「全体構想」と地域別の都市づくりの方向性を示す「地域別構想」で構成します。

■高石市都市計画マスタープランの構成図



(4) 都市計画マスタープランの計画期間

都市計画マスタープランは、長期的な視点で概ね 10 年後の将来像を見据えて都市づくりの方針を定めていく計画であり、令和 4 年度（2022 年度）を初年度とし、令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間を計画期間とします。

(5) 改定の視点

平成 14 年（2002 年）の「高石市都市計画マスタープラン」策定以降の本市のまちづくりを巡る様々な社会経済環境の変化に応じ、以下のような視点から改定を行いました。

①上位・関連計画との整合

大阪府の「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和 2 年（2020 年）10 月改定）」に則し、内容の整合性を図っています。

また、「第 5 次高石市総合計画（令和 3 年（2021 年）3 月策定）」及び「高石市国土強靱化地域計画（令和 3 年（2021 年）3 月策定）」に則し、内容の整合性を図っていると同時に、「第 2 期高石市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年（2020 年）3 月策定）」、「高石市地域防災計画（令和 3 年（2021 年）3 月改定）等の関連計画との整合性を図っています。

②新たな時代（社会的潮流）への柔軟な対応

人口減少や防災、環境問題等に対応した持続可能で安全・安心な都市づくりを基本に、市民の価値観や生活様式の変化にも柔軟に対応し、情報技術や交通移動手段等の新技術を見据えた高石市版のスマートな都市づくりの新たな方針として整理を行っています。

③多様化・複雑化したニーズへの対応と様々な主体の参画に向けて

都市づくりに対する市民ニーズを的確に捉えたマスタープランとするとともに、市民、事業者、行政等の多様な主体が組織の枠を超えて、都市課題解決の担い手として参加する、全員参加型社会の形成に向けた取組方針を整理しています。

